

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

平成 21 年 12 月 30 日

株式会社 証券保管振替機構

1. 改正の趣旨

株式等振替制度において取扱対象としている上場新株予約権について、金融商品取引所の上場基準では、新株予約権 1 個の目的である株式が上場株式 1 株であることが定められているが、当該新株予約権を利用したファイナンス手法によっては発行済株式数が 2 倍となるなど授権枠や希薄化の観点から問題が指摘されている。

今般、金融商品取引所では、上記の問題点を回避する観点から、新株予約権 1 個の行使により交付される株式の数が 1 株未満となる場合についても上場可能になるよう上場基準を改正することに伴い、振替新株予約権の新株予約権行使の取次ぎに係る手数料の取扱いについて、所要の見直しを行い、「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

振替新株予約権の新株予約権行使の取次ぎに係る手数料の徴収標準とする株式数を「新株予約権の目的である振替株式 1 単元」から「新株予約権行使により新規記録された振替株式 1 単元」に変更する。

3. 施行日

平成 21 年 12 月 30 日から施行する。

以 上